

○ 銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第三十三号）

改正案	現行
<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下この条において「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結</p>	<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第一号又は持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）、連結その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号又は持株自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。）及び連結Tier2資本</p>

Tier 2資本の額（自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

2 前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に関連法人等（銀行法施行規則第十四条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier 1資本の額、連結その他Tier 1資本の額及び連結Tier 2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通株式等Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額、単体その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額及び単体Tier 2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額の合計額を加えたものとする。

3・4 (略)

5 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の

の額（自己資本比率告示第二条第三号又は持株自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額とする。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に前項に定める銀行又は銀行持株会社の関連法人等（銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十四条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier 1資本の額、連結その他Tier 1資本の額及び連結Tier 2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通株式等Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額、単体その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額及び単体Tier 2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額の合計額を加えたものとする。

3・4 (略)

5 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の自己資本の額に

国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

(国内基準行)

第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額(次項において「国内基準行調整自己資本額」という。)は、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額とする。

2 海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額に相当する額をそれぞれ加えたものとする。

3 海外営業拠点を有しない銀行又は当該銀行若しくは第一項の銀行持株会社の子会社等のうち兼営法に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるも

当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を含むものとする。

(国内基準行)

第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「国内基準行調整自己資本額」という。)は、基本的项目の額(自己資本比率告示第二十八条又は持株自己資本比率告示第十七条に定める基本的项目の額をいう。以下同じ。)及び補完的项目の額(自己資本比率告示第二十九条又は持株自己資本比率告示第十八条に定める補完的项目の額をいう。以下同じ。)の合計額をいう。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に前項に定める銀行又は銀行持株会社の関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した基本的项目の額及び補完的项目の額の合計額に当該関連法人等の自己資本比率告示第四十条に定める基本的项目の額に相当する額及び自己資本比率告示第四十一条に定める補完的项目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち兼営法に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の自己資本の額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

のとする。